規 A301

一般社団法人廃棄物資源循環学会　「倫理綱領・行動規範」

令和５年１２月１４日
理事会　改正承認

「　倫　理　綱　領　」

一般社団法人廃棄物資源循環学会（以下「本学会」という。）は、物質循環と廃棄物管理に関する学の体系化を進め、学術的立場から社会の先導的役割を担い、循環型社会の形成と廃棄物問題の解決に貢献し、もって我が国の学術の発展に寄与することを使命とする。

「　行　動　規　範　」

この「行動規範」は、「倫理綱領」の理念の具体化を図るものであり、本学会会員は、物質循環と廃棄物管理に関わる技術の研究、開発、利用および教育の実践に際して自らの行動の道標として活用していくことを宣言するものである。道標と言う言葉は、この行動規範が倫理に関わる問題に直面する際の判断基準としての側面とより良き行動を促す行動指針としての側面を併せもつものであることを意味している。

また本学会会員は、物質循環と廃棄物管理に関する学問の専門家として、社会からの信頼と負託に応える責任を自覚し、この行動規範に基づき誠実にその役割を遂行することを誓う。なお、いかなる規範もそれが形成された時代の社会情勢と価値基準の影響を受けるため時代の変遷の中で、必要に応じて見直していくべきものであることは、当然である。

１　人類に対する責任

本学会会員は、人類の安全、健康、福祉の向上と環境の保全を最優先に配慮して活動する。

２　社会に対する責任

本学会会員は、物質循環と廃棄物管理に関わる技術の社会における役割の重要性を認識し、自らの専門知識を生かして責任を持って誠実に行動する。

３　自己の能力向上

本学会会員は、物質循環と廃棄物管理に関する学問の発展に寄与するため、常に自己の　専門能力の維持・向上に努める。

４　契約の遵守

本学会会員は、他者との契約を遂行する場合にあっては、誠実に行動し、契約の下に知り得た職務上の情報については機密保持の義務を全うする。それらの情報の中に人類社会や環境に対して重大な影響が予測される事項が存在する場合、契約者間で情報公開の了解が得られるよう努力する。

５　情報の公開

本学会会員は、自己の取得した情報や知見を公開するよう努める。

6　他者との関係

本学会会員は、他者と協力して互いの能力向上に努めると共に、他者の知的成果、知的財産権等の業績を尊重する。

7　公平性の確保

本学会会員は、国際社会における他者の文化の多様性に配慮し、個人の生来の属性によって差別せず、公平に対応して個人の自由と人格を尊重する。

8　社会規範の遵守

会員は、法律、条例、規則等の拠って立つ理念を十分に理解し、率先して社会規範を遵守し、社会や技術等の変化に応じてその改善に努める。

以上

令和 5 年 12 月 14 日改正

第 8 項の追加